

〔令和 7 年度〕

福岡県路面下空洞調査業務委託(2工区) 業務説明書

令和 7 年 7 月

福岡県 県土整備部 道路維持課

1 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、福岡県が管理する緊急輸送道路等において、路面の陥没による突発的な事故や被害を未然に防止し、安全安心かつ円滑な道路交通を確保することを目的とし、路面下空洞探査車等を用いて道路路面下の空洞を調査する業務である。

(2) 業務内容

調査延長 L=199km (調査測線延長 L=398km)

ア 路面下空洞調査 (非破壊検査) 【一次調査】

一次調査は、調査路線において一般交通に支障をきたすことなく、かつ舗装に損傷を与えることのない探査機器により行う。探査に使用する機器の性能は、次の性能と同等以上のものとする。

(ア) 探査速度：50km/h 程度 (交通規制を実施せず調査可能なもの)

(イ) 探査深度：1.5m 程度

(ウ) 探査幅：2.4m 程度

(エ) 探査能力：縦 50cm×横 50cm×空洞厚さ 10cm 以上の大きさの空洞が検知可能なもの

(オ) データの取得と同時に周辺映像、路面映像等の位置情報を取得できるもの。なお、平面的な位置関係が不明な場合は、小型探査機等による補足調査を実施するものとする。

イ 探査車データ解析

非破壊検査で得られたデータについて複数の解析技術者により現地状況等も加味した総合的な解析を行い、探査データの異常を見落とさないよう確実に行うものとする。

ウ スコープ調査 【二次調査】

ボーリング削孔を行い、空洞の有無及び空洞厚さ・深度のデータを画像にて取得する。

(3) 業務の打合せ回数は全4回とする。

(4) 本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

(5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 調査報告書 (A4 版)

(ア) ドッチファイル 1部

(イ) 電子データ 1式 (形式については、監督員の指示によるものとする。)

イ 調査報告書概要版 1部

ウ その他監督員が指示した資料 1式

(7) 履行期間

令和7年11月中旬から令和8年3月16日を予定している。

2 手続きの参加者に要求される資格要件

(1) 手続きの参加者（企業等）

ア 基本的要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは参加表明書提出期限の日から見積決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- (ウ) 福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を得て、令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿にコンサルタント（土木工事関係コンサルタント業務）のうち建設コンサルタントで登録されている者。

イ 他の手続きの参加者との間に以下関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人間関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ウ 技術部門登録

建設コンサルタント登録規程により、国土交通大臣から当該業務に関する以下の部門の建設コンサルタント登録を受けたもの。

- ・道路部門又は地質部門

エ 平成27年度以降に元請けとして、国（高速道路株式会社も含む。）又は地方公共団体（公社含む。）が発注した(ア)又は(イ)の業務実績を有すること。ただし、令和7年7月9日（水）までに完了した業務に限る。

- (ア) 路面探査車等（地中レーダを搭載した車両等）を走行させ、非破壊（非開削）により車道下の空洞を探査した業務（以下、同種業務）
- (イ) 小型探査機等（ハンディ型地中レーダ探査機等）を使用し、非破壊（非開削）により道路（歩道等を含む）下の空洞を探査した業務（以下、類似業務）

(2) 予定技術者

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出すること。なお、選定通知は、令和7年8月6日（水）を予定している。

ア 資格要件

予定管理技術者は、(7)から(9)を全て満たすこと。

(7) 下記のいずれかの資格を有する者

- a 技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目若しくは応用理学部門関連科目）、建設部門又は応用理学部門）
- b RCCM（道路部門又は地質部門）
- c 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）

(8) 令和2年度以降に、国（高速道路株式会社も含む。）又は地方公共団体（公社含む。）

が発注した同種業務又は類似業務の業務実績を有すること。ただし、令和7年7月9日（水）までに完了した業務に限り、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

(9) 令和7年7月9日（水）時点で、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。なお、手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務とする。

3 本プロポーザル方式に関する手続きを担当する部局の名称及び所在地

福岡県県土整備部道路維持課補修係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

TEL (092) 643-3654

FAX (092) 643-3658

電子メール doroji@pref.fukuoka.lg.jp

4 参加表明書の提出について

(1) 作成方法

参加表明書の提出は配布された様式（様式1～様式8）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 関連資料

ア 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写し又はTECRISの登録確認書等を提出すること。

イ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

ウ CPDの取得状況に関して以下の資料を添付すること。

エ 予定管理技術者が継続教育（CPD）の登録証明書等を有している場合、その内容を様式2に記載するとともに、建設系CPD協議会の各構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写しを添付すること。登録証書の写しの添付がない場合及びインターネットでの検索結果の写しのみを添付した場合は評価しない。

オ CPD単位取得の証明は、本業務の公示日令和7年7月9日（水）から過去1年以内及び公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。評価にあたっては、年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げる者とする。証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付より算出するものではない。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年7月24日（木）午後4時まで

イ 提出方法

持参によるものとする

ウ 提出先

3に同じ

5 技術力評価書類の提出者を選定するための基準及び通知

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価の配点は別表1のとおりとする。

(2) 選定・非選定通知

ア 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術力評価書類の提出者として3者程度選定する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術力評価書類の提出者として選定した者には、選定された旨を書面により通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく書面により通知する。

イ アの非選定通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。以下「県の休日」という。）以内に、書面（様式自由）を3に提出することにより選定されなかった理由について説明を求めることができる。

ウ イの書面の提出があった場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に説明を求めた者に対して回答する。

6 路面下空洞調査技術力評価書類を評価するための基準

(1) 路面下空洞調査技術力評価書類（以下「技術力評価書類」という。）の評価項目、判断基準及び評価の配点は、別表2のとおりとする。

(2) 評価項目「空洞発見能力」及び「ヒット率」は、公道上の空洞探査車両による現地調査

結果をもとに評価する。

(3) 評価に関する留意事項等については、別添1及び2のとおりとする。

7 技術力評価書類の提出について

(1) 基本事項

ア 業務量の目安

本業務の参考業務規模は5, 700万円程度(税込み)を想定している。

イ 技術力評価書類の無効

本説明書に記載した事項以外の内容を含む技術力評価書類又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術力評価書類については、無効とする場合がある。

ウ 現地調査結果の記載

調査結果については、空洞の可能性がある箇所1箇所につきA4判1枚に記載すること。

(2) 作成方法

配布する様式(様式9～様式13)を基に作成を行うものとし、基本的事項については、参加表明書の作成方法と同様とする。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年8月28日(木)午後4時まで(郵送の場合は必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

ウ 提出先

3に同じ。

(4) 特定・非特定通知

ア 技術力評価書類を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である者を特定する。

イ 特定した者には、その旨を書面により通知し、特定されなかった者にも、その旨と理由(非特定理由)を書面により通知する。

ウ イの非特定通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に、書面(様式自由)を3に提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

エ イの書面の提出があった場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内(県の休日を除く。)に回答する。

オ アの者が、同点で2者以上となった場合は、くじにより1者を特定する。なお、くじの詳細は最上位の者へ別途通知する。

8 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出方法

質問書の受付は質問書(様式自由)により行うものとし、持参又は電子メールにより提出

すること。なお、電子メールにより提出する場合は、電話により着信を確認すること。

イ 提出先

3に同じ。

ウ 受領期間

(7) 参加表明に係る質問

令和7年7月10日(木)から令和7年7月16日(水)までの毎日(県の休日を除く)
午前9時から午後5時まで

(i) 技術力評価書類に係る質問

令和7年7月10日(木)から令和7年8月18日(月)までの毎日(県の休日を除く)
午前9時から午後5時まで

(2) 質問書に対する回答

質問に対する回答は、原則として以下に示す期間内に、参加表明者又は技術評価書類提出者に対し、電送又は電子メールにより回答する。

ア 参加表明に係る質問に対する回答期間

令和7年7月18日(金)から令和7年7月23日(水)まで

イ 技術力評価書類に係る質問に対する回答期間

令和7年8月25日(月)から令和7年8月28日(木)まで

9 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 期限までに参加表明書を提出しない者及び技術力評価書類の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術力評価書類を提出できない。
- (3) 参加表明書及び技術力評価書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。ただし、6(2)におけるスコープ調査【二次調査】については、別途業務委託契約を各者と締結する。
- (4) 参加表明書及び技術力評価書類に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術力評価書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された書面は返却しない。なおその書面は、選定の手続き以外では使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書、技術力評価書類及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術力評価書類に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等真にやむを得ない理由により変更を行う場合には、評価が同等以上の技術者のみ可とし、発注者の了解を得なければならない。
- (7) 特定された技術力評価書類の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。
- (8) 技術力評価書類の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について、発注者は提案を求めることができる。
- (9) 本業務は、ア及びイの2案件の業務を一括して公告及び審査を行う、一括審査方式の対

象業務であり、ア・イの順で特定を行う。

ア 福岡県路面下空洞調査業務委託(1 工区)

イ 福岡県路面下空洞調査業務委託(2 工区)

- (10) 本業務の特定者は、(9)アの特定者としない。また、2「手続きの参加者に要求される資格要件」を満たす本業務の参加者が(9)アの特定者以外に1者であった場合は、その者に7(2)の様式13のみ提出を求め特定手続きを行う。